

きれいな環境

新しい環境計画案がまとまりました

市は、平成7年に「四日市市快適環境都市」を宣言するとともに、環境計画を策定し、良好な環境の保全と創造に努めてきました。策定後5年が経過したことから、近年の環境をめぐる新たな動向に対応できるよう見直しをすることにしました。今回の新しい環境計画案は、市民、事業者、市の協働を基本にし、さらに環境の保全と創造を進めようというものです。市では、平成13年度から平成22年度までの10年の期間で進める予定のこの計画案に対する市民のみなさんの意見を募集しています。

四日市市から始める、持続可能な社会づくり

第二期となるこの環境計画案では、「四日市市から始める、持続可能な社会づくり」を基本方針とし、市が快適環境都市として今後目指していく基本的な目標と実践の方針を掲げています。

6つの基本目標

だれもが健康で安全に生活できる環境を守る

産業公害、生活排水・自動車などによる都市生活型公害、有害化学物質による環境汚染などを防ぐ

豊かな自然と共生する

本市に残された身近な自然や貴重な自然を守り、次代に伝えていく

潤いと安らぎのある都市環境をつくる

公園・緑地の整備、親しめる水辺や優れた景観などの保全と創造、歴史的・文化的遺産の継承、人に優しいまちづくりなどをを行い、まちの快適性を高めていく

資源を有効に利用し、循環させる

ごみを減らし、リサイクルと省エネルギー・省資源を進めることで、循環型社会をつくっていく

地球環境の保全に足元から取り組む

地球環境問題の解決のため、市民、事業者、市の足元からの取り組みと、国際協力を進めていく

一人ひとりが環境について学び、考え、行動する

環境学習・環境教育を進め、市民、事業者、市の主体的な実践と、相互の協働による環境の保全と創造を進めていく

市民・事業者・市が力を合わせ、推進を

第二期環境計画案では、市民、事業者、市の役割分担も示しています。その実践では、それぞれが自主的な取り組みと協働による相互連携を行い、環境保全と創造の取り組みを進めるとしています。

市民は

- ・ 日常生活による環境負荷の低減
- ・ 環境活動に積極的に参加、地域コミュニティを形成
- ・ 環境施策への理解を深めるとともに市へ提言

事業者は

- ・ 事業活動による環境負荷の低減、情報開示など

市は

- ・ 行政活動による環境負荷の低減
- ・ 必要な施策を推進
- ・ 市民、事業者とのコミュニケーションを充実、自主的な取り組みを支援

【環境計画案について】

ご意見をお寄せください

環境計画を策定・推進するには、市民のみなさんの積極的な参加が必要です。現在、一般公募で選ばれた市民を含めた会議で検討していますが、より多くの市民のみなさんの声をこの計画に反映させるため、みなさんの意見を募集しています。計画の詳しい概要は、環境保全課でご覧いただけます。

お問い合わせは、環境保全課(☎54-8188)へ

私の提案は...

私はこう思う



ごみの野外焼却はやめましょう

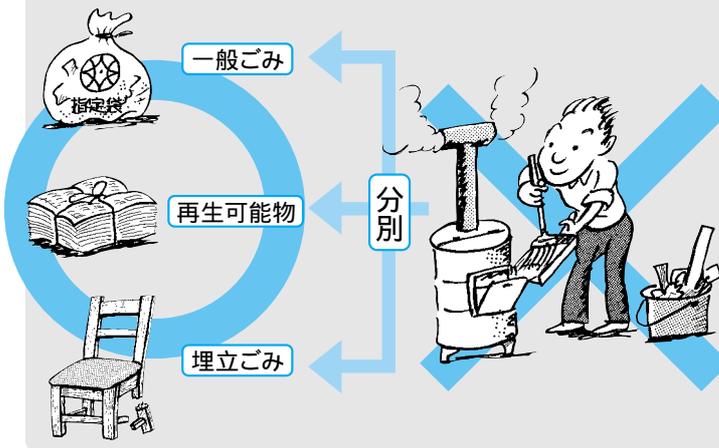
廃棄物処理法の改正に伴い、四月からは、処理基準を満たさない施設では、例外を除いて野外でのごみの焼却が禁止されました。



例外は伝統の行事によるものなど

例外とされる廃棄物の焼却	具体的な例
1 国または地方公共団体がその施設の管理をするために必要なもの	河川敷の草焼き 道路側の草焼き
2 震災、風水害、火災、凍霜害などの災害の予防、応急対策または復旧のために必要なもの	災害などの応急対策 火災予防訓練
3 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要なもの	正月の「しめ縄、門松など」を焼く行事
4 農業、林業または漁業を営むためにやむをえないとして行われるもの	焼き畑、あぜの草や下草の焼却 漁網にかかったごみの焼却
5 たき火など、日常生活で通常行われるもので軽微なもの	落ち葉たき たき火

お問い合わせは、
生活環境課 ☎ 54-8182



**ごみは燃やさず
分別して決められた場所へ**

ごみを燃やすと、ダイオキシンが発生します。家庭では、ごみを燃やすことは避け、決められた日時に、決められたものを、決められた場所へ出しましょう。

また、生ごみは処理機を利用し、減量に努めましょう。市では購入金額の二分の一(上限二万円)を補助しています。

太陽光発電を利用しませんか?

設置補助の
希望者募集

太陽光発電は、自然エネルギーを利用して環境に優しく、余った電力は電力会社に販売できることなどで注目されていますが、導入費用がかかります。そこで、市では、平成12年度から太陽光発電システムを設置する市民のみなさんを対象に補助制度を設けています。今年も利用者を募集しますので、ぜひご応募ください。募集要項は次のとおりです。

応募資格

- 1 新エネルギー財団の補助を受けて太陽光発電システムを設置しようとする人(財団の地方公共団体協力応募用を利用)
- 2 市内で自分で所有し居住する住宅について、次のいずれかに該当する人
システムを既設住宅に設置する(ただし、補助対象者の確定より前に、システム設置工事に着手していない)
住宅の新築に合わせてシステムを設置する(ただし、補助対象者の確定より前に、住宅の新築工事に着手していない)
システムが設置された新築住宅を購入する(ただし、補助対象者の確定より前に、住宅の売買契約を結んでいない)
- 3 補助対象者に確定した日から60日以内にシステムの設置工事もしくは住宅の新築工事に着手、またはシステム付き住宅の売買契約を締結できる人
- 4 平成14年2月28日までにすべての工事を完了(設置工事、竣工検査、支払いを終了して電力需給契約を締結)し、設置完了届を提出できる人
- 5 システムの設置後、電力需給内容について報告していただける人(システムの使用に関する体験談やご意見をお伺いすることもあります)

補助金額

システム1キロワット当たり8万円(上限・4キロワット)

募集件数

25件程度(予算の範囲内で募集。募集件数を超えた場合は抽選)

募集期間

平成13年6月18日(月)~7月13日(金)

応募方法

補助金交付申請書を郵送(書留郵便)または持参

補助対象者確定の通知

平成13年7月下旬に申請者本人に通知

お問い合わせは、
環境保全課
(☎ 54-8188)へ

